

[事案 30-275] 保険料返還等（転換契約無効）請求

・令和元年6月7日 裁定終了

<事案の概要>

介護保険金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、保険金が支払われなかったことを不服として、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

要介護3に認定されたことから、平成29年4月に転換により成立した介護保険にもとづき、介護保険金の支払いを請求したところ、告知義務違反を理由に契約は解除され、保険金は支払われなかったが、以下等の理由により、①転換後に支払った保険料を返還し（請求①）、②本契約の成立以前に募集人から提案された提案書に記載されている保障内容での保険金を支払ってほしい（請求②）。

- (1)告知時、募集人が告知書の告知項目を読み上げ、最近病院に行ったことがありますかという質問に対して正直に「はい」に丸を付けたが、その時、募集人から全項目「いいえ」にしてくださいと指示されたので、「はい」を訂正し、全項目「いいえ」に丸をつけた。
- (2)本契約の成立以前に、募集人に保険会社からの提案書のコピーを渡し、この内容で契約するよう求めており、この内容での契約が成立していたと思っていた。

<保険会社の主張>

募集人は充分説明をしており、不告知教唆等はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の状況等を把握するため、申立人、募集人および募集人同行者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が告知書の作成にあたり不適切な指示を行ったとは認められず、申立人が主張する内容の保険契約が成立していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。